

# 岸和田市小中一貫教育基本方針

令和2年10月

岸和田市教育委員会

## 目次

|                               |   |
|-------------------------------|---|
| はじめに ～小中一貫教育が求められる背景～         | 1 |
| 1. 本方針の位置付け                   | 2 |
| 2. 小中一貫教育の目的～小中連携教育から小中一貫教育へ～ | 2 |
| 3. 小中一貫教育により期待される効果           | 3 |
| 4. 小中一貫教育でめざす具体的な取組           | 4 |
| 5. 小中一貫教育の実施形態・施設形態           | 5 |
| 6. 小中一貫教育の実施に向けた推進体制          | 7 |
| 7. 小中一貫教育実施に向けた今後のスケジュール      | 7 |
| 8. その他（今後の検討事項）               | 8 |

## はじめに ～小中一貫教育が求められる背景～

これからの予測困難な激動の社会を、子どもたちが力強く切り拓いていけるよう、自ら課題を見付け、学び、考え、判断して行動できる「資質・能力」を一層確実に育成することをめざして、小中学校の学習指導要領が全面改訂されました。新しい学習指導要領の趣旨を十分にふまえ、学習活動をより充実させるためには、小中学校の教職員が連携して、小学校高学年における教科の専門的な指導を充実させたり、児童生徒がつまづきやすい学習内容について、長期的な視点に立ってきめ細やかに指導したりするなど、学習指導の工夫に取り組むとともに、義務教育9年間を見通した一貫した指導を積み重ねることが重要です。国においても、学校教育法等が一部改正（平成28年4月1日施行）され、「義務教育学校」や「小中一貫型小学校・中学校」という新しい学校の設置が可能となり、小中一貫教育を推進する土台が整備されました。

本市小中学校においては、学力面では、全国学力・学習状況調査で小中学校ともに全国平均正答率を大幅に下回るという状況が続いています。また、不登校・いじめ・問題行動等、生徒指導上の課題に対しては、各学校において組織的に対応し、一定改善、解消しながらも、しばらくすると新たな課題が生起するといった状況が続いています。これらの課題の背景には、小学校5年生頃から思春期特有の著しい心身の変化が見られるといった発達の早期化に関わる現象や、小学校から中学校への進学に際し、新しい環境での学習や生活に不応適を起こす、いわゆる「中1ギャップ」の問題が挙げられます。

本市教育委員会の諮問機関である「岸和田市立小中学校等規模及び配置適正化審議会」（以下、「審議会」という。）の答申においても、「適正化の検討を市がめざす子ども像や子どもたちに新しく求められている学力観や多様な能力を育てていくための機会として捉え、積極的に学校教育の充実という方向に結び付けていくべき」という提言をいただいています。

こうした学校教育を取り巻く現状と課題や、国における小中一貫教育制度の充実、審議会からの答申を踏まえ、本市のこれからの義務教育の方向性として、小学校と中学校の9年間の系統性、連続性に配慮した一貫性のある教育活動の展開が重要であると捉え、ここに「岸和田市小中一貫教育基本方針」（以下、「本方針」という。）を策定します。

## 1. 本方針の位置付け

本方針は、「第2期岸和田市教育大綱」の基本方針2の④「小中の連携」を具体化するものであり、「岸和田市立小中学校の適正規模及び適正配置基本方針」における「今後の進め方」との整合性を図っていきます。

## 2. 小中一貫教育の目的 ～小中連携教育から小中一貫教育へ～

本市ではこれまでに、小学校から中学校への円滑な接続を図る観点から、中学校から小学校へ、小学校から中学校へ教員が出向いて授業参観等を実施したり、教職員の合同研修や情報交流会を実施したりするなど、小中連携によるさまざまな取組みを継続して行ってきました。

しかし、小学校と中学校においては、それぞれの学習指導要領に基づいて教育課程が編成され教育活動が実施されていること、また、児童生徒の発達段階の違いをふまえて教育活動の充実に努めてきたこと等の経緯があり、校種をまたぐ課題への対応や、指導内容に連続性を持たせることが、難しい現状があります。

そこで、義務教育9年間の系統性と連続性に配慮した教育活動の展開と、指導体制や学習指導方法などの充実に努めることを目的として、これまでの小中連携教育から、小中一貫教育へと取組みを発展させます。

なお、本市における「小中連携教育」及び「小中一貫教育」の定義については、文部科学省が示す定義を適用するものとします。

### 【小中連携教育・小中一貫教育の定義】

- 「小中連携教育」：小・中学校段階の教員が情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育の円滑な接続をめざす様々な教育
- 「小中一貫教育」：小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員が「目指す子ども像」を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育をめざす教育

※小中一貫教育の導入状況調査より（平成29年3月文部科学省）

### 3. 小中一貫教育により期待される効果

小中一貫教育の実践により、小中学校の教職員が一体となって児童生徒の義務教育9年間でめざす子ども像を見通せるようになるとともに、その道筋を共有して、指導体制や学習指導方法などを工夫することで、教職員が長期にわたって児童生徒の理解を深めていけるようになります。また、学校・家庭・地域がそれぞれの教育機能の充実を図り、相互に連携を強化し、三者が一体となって取り組むことで、以下の成果が期待できます。

#### 1. 「確かな学力」の定着と向上

児童生徒の「確かな学力」は、学習内容の系統性をふまえた指導の積み重ねと、細やかな児童生徒への理解に基づく一貫した指導方針の中で培われます。小中一貫教育においては、義務教育9年間でめざす子ども像を設定し、教育目標を定め、児童生徒の発達に即した系統性・連続性のある指導を行う体制が作られ、「確かな学力」の定着と向上が期待できます。

#### 2. 「中1ギャップ」の解消と学校生活への適応力の向上

小学校から中学校への移行期において、環境の変化により学校に適応できなくなることが原因とされる、生徒指導上や学習指導上の課題、いわゆる「中1ギャップ」がかねてより指摘されています。そこで、小中学校の教職員が、児童生徒の状況について常に共有し、児童生徒に対する理解をさらに深めることで、発達段階に応じたきめ細やかな指導や、児童生徒の個々の課題に応じた切れ目のない継続的な指導が可能となります。また、小中学校の教職員が相互に乗り入れて授業を行うことにより、中学校進学に対する不安の解消や進学への期待感の高まりにつながり、「中1ギャップ」の解消が期待できます。

#### 3. 豊かな人間性や社会性の育成

小規模な学校においても、小学生と中学生の異学年交流が容易になり、また、地域の方々との交流機会が充実することで、コミュニケーション能力や規範意識の醸成、豊かな人間性や社会性の育成の機能を補うことができます。さらに、岸和田の自然や文化、歴史、地域を支える人々などについて、小中学校を通して計画的に学ぶことで、地域に愛着と誇りを持つ児童生徒の育成が期待できます。

#### 4. 教職員の意識の醸成

小中学校の教職員同士がこれまで以上に交流し、学びあい、協働することで、義務教育9年間で児童生徒を育てるという意識を高めることができます。また、小学校のきめ細やかな授業と、中学校の教科ごとの専門性の高い授業が融合し、互いの授業の質が高くなることが期待されます。

### 4. 小中一貫教育でめざす具体的な取組み

本市において小中一貫教育を推進するにあたり、具体的には、以下の内容に取り組んでいきます。

#### 1. 各中学校区における「めざす子ども像」の共有

各中学校区において、小学校と中学校が同じ「めざす子ども像」を共有し、同じ方向性で教育を進めていきます。「めざす子ども像」は、学校の教職員だけでなく、児童生徒・保護者・地域の全ての人々で共有し、中学校区の地域が一体となって児童生徒の「育ち」に関わることができる体制を構築します。それにより、中学校区の児童生徒が確かな力を積み重ね、中学校区それぞれの「めざす子ども像」を実現します。

#### 2. 系統性と連続性に配慮した教育課程の編成や取組みの実施

義務教育における児童生徒の「育ち」や「学び」の連続性をふまえ、9年間を見通した指導方針のもと、系統性と連続性に配慮した教育課程を編成します。一例として、小学校における外国語活動の教科化、中学校における新学習指導要領の全面实施を見すえ、小学校から中学校までの系統的な英語教育カリキュラムを整備します。それにより、児童生徒に実生活で使える英語力・コミュニケーション力を身につけさせます。

また、小学校6年間と中学校3年間というこれまでの枠組みにとらわれず、児童生徒の成長段階に応じた指導体制を構築します。一例として、これまで中学校において行われてきた取組みについて、小学校高学年から段階的に導入したり、小学校と中学校の教職員が連携・協力して指導を行ったりするなど、学校段階の円滑な移行を図ります。

### 3. 新たな科の設置

さまざまな課題を主体的に解決することが、社会で求められる力の育成につながります。そしてそのような学習を、小学校から中学校まで系統的に積み重ねていくことで、児童生徒に確かな力を育むことができます。本市では、海と山の双方の自然に恵まれた地理的環境と、城下町として栄え、岸和田だんじり祭りといった歴史ある行事を有する豊かな社会文化環境を存分に活用し、地域とつながり地域で学ぶための「新たな科」を設置し、系統的に学習を進めていくための教育課程を編成します。

### 4. 情報化社会に対応した人材の育成

小学校からプログラミング教育が導入され、児童生徒の情報活用能力や、ICT活用スキルの育成が求められています。ICTの活用は、2つの教室をつなぐ遠隔授業など様々な方策が可能であり、特に施設分離型の小中一貫教育校において、効果的なツールとなります。また、ICTを活用した効果的な取り組みを行うことにより、情報化に対応した人材を育成します。

### 5. 教科担任制や相互乗入れ指導

小学校高学年から教科担任制を導入することで、専門的な学習を積み重ね、学力や学習意欲の向上につなげます。また、中学校教員が小学校で指導し、小学校教員が中学校で指導する「相互乗り入れ指導」の実施により、教育内容に対する小中の相互理解を通して、小学校から中学校への段差のない移行に対する教員の意識を高めます。

## 5. 小中一貫教育の実施形態・施設形態

小中一貫教育を実施する形態は、一般的に下記のように分類されています。いずれの形態も、中学校区ごとの小中一貫教育が可能ですが、「系統性」や「連続性」といった、一貫教育の大きなねらいを考えると、「施設一体型」や「施設隣接型」が高い教育効果が期待でき、望ましい形態であると考えます。今後は、本市の小中一貫教育のモデルとして「施設一体型小中一貫校」又は「施設隣接型小中一貫校」の整備をめざすとともに、ICTの活用等により、既存施設を活用した「施設分離型」で実践できる小中一貫教育の取り組みについても検討していきます。

### 【実施形態】

#### ① 義務教育学校

一人の校長の下で、一つの教職員組織が置かれ、一貫した教育課程を編成・実施する9年制の学校で教育を行う形態。

#### ② 小中一貫型小・中学校

既存の基本的な枠組みは残したまま、組織上独立した小・中学校が、義務教育学校に準じる形で9年間の一貫した教育を行う形態。

### 【施設形態】

#### ① 施設一体型

小学校と中学校が同一敷地内の施設に設置された形態。小学校1年生から中学校3年生（9年生）までが、同じ施設でともに学校生活を送ります。

#### ② 施設隣接型

隣接する小学校と中学校が「めざす子ども像」を共有し、情報連携を図ることで、義務教育9年間の系統的で連続性のある小中一貫教育を行う形態。

#### ③ 施設分離型

離れた場所にあるいくつかの小学校と中学校が、既存施設を活用して同じ「めざす子ども像」を共有し連携を図ることで、義務教育9年間の系統的で連続性のある小中一貫教育を行う形態。

### 【形態ごとの特色】

| 実施形態 | 義務教育学校                       | 小中一貫型小・中学校                           |
|------|------------------------------|--------------------------------------|
| 施設形態 | 施設一体型・施設隣接型・施設分離型            |                                      |
| 目的   | 「めざす子ども像」を共有し、連続性のある教育活動を行う。 |                                      |
| 教育課程 | 義務教育9年間の一貫した教育課程を編成          |                                      |
| 学校運営 | 一人の校長、一つの教員組織                | それぞれの学校に校長、教員組織                      |
| 教職員  | 一つの学校の一員として、児童生徒の教育を行う。      | それぞれの学校に籍を置いたまま互いに連携・協力して児童生徒の教育を行う。 |



## 6. 小中一貫教育の実施に向けた推進体制

教育委員会事務局及び小中学校代表者等で構成する「(仮称) 岸和田市小中一貫教育推進会議」(以下「推進会議」という。)において、本市における小中一貫教育のカリキュラム、教育環境、小中一貫教育における諸課題とその解決方法などについて幅広く議論し、評価・改善をしながら進めていきます。

### 【主な検討事項】

- 小中一貫教育の学校運営に関すること
- 小中一貫教育の形態に関すること
- 小中一貫教育の教育課程や指導体制に関すること
- 小中一貫教育の教育活動の評価に関すること
- 「施設分離型」における小中一貫教育の取組みに関すること

## 7. 小中一貫教育実施に向けた今後のスケジュール

本市の小中一貫教育の推進に向けて、「施設一体型小中一貫校」又は「施設隣接型小中一貫校」の整備を図り、モデル事例として実施します。「6.」に記載する、(仮称) 岸和田市小中一貫教育推進会議を中心に、実施に向けた具体的検討を令和2年度より行い、先行事例等を参考に、その効果や課題について十分な研究を踏まえた上で、本市における小中一貫教育を進めます。

また、現在の中学校区における小中学校の規模や配置の状況を踏まえると、大半の小中学校では「施設分離型」となるため、この形態については、まずは「児童生徒の9年間の学びと育ちをつなぐ」視点から、小中連携教育の取組みを充実していきます。それに併せて、モデル事例での取組みを評価・検証し、将来的にはすべての中学校区において、小中一貫の教育を推進していきます。

## 8. その他（今後の検討事項）

本市において小中一貫教育を推進するにあたり、以下の内容についてもあわせて検討します。

### 1. 「岸和田市立小・中学校の適正規模・適正配置基本方針」と整合した取組み

小中一貫教育を実施するにあたり、学校規模の適正化を検討する地域においては、「岸和田市立小・中学校の適正規模・適正配置基本方針」や同方針に基づく実施計画と整合させながら、「施設一体型」や「施設併設型」の小中一貫教育の導入に向けた検討を進めていきます。基本方針において対象とならない学校においても、「施設分離型」という形態の中で小中連携教育の取組みを充実させながら、段階的に小中一貫の教育を推進していきます。

### 2. 小中一貫教育を円滑に実施するための通学区域について

本市の小中一貫教育は、中学校区ごとで地域の特色を活かした教育活動を推進しますが、現在一部の通学区では、同じ小学校で学んだ児童が別々の中学校に進学する通学区があります。地域の実情等により、通学区域の見直しを行うことが困難な場合は、隣接する中学校区の双方の教育カリキュラムに共通性を持たせるなどの工夫により、小中一貫教育を推進していきます。

### 3. コミュニティスクール（学校運営協議会制度）の導入について

学校の指導・運営体制を充実し、地域との連携・協働を含めた学校運営の改善を図ることにより、複雑化する諸課題に対する学校の機能強化を一体的に推進するための法改正が平成 29 年 4 月に施行され、この中で、コミュニティスクール（学校運営協議会制度）の設置が教育委員会の努力義務として規定されています。

今後、小中一貫教育を実践するためには、保護者や地域の方々の理解や協力が不可欠であるため、ともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働して児童生徒の豊かな成長を支えていく仕組みの一つとして、コミュニティスクール（学校運営協議会制度）の設置を検討します。

#### 4. 幼児教育を含めた一貫教育について

義務教育終了段階の児童生徒の状況を見通しながら、関係者が連携して教育活動をより充実させていくという観点から、小中一貫教育と併せて、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を進めていくことは重要であると考えます。本市の市立幼稚園においては、長年幼小併設という特色を活かし、幼小連携の取組みを推進してきました。

今後、中学校区全体の児童生徒の課題を各年齢別に整理し、共有した上で、幼児教育を担う就学前施設と小学校それぞれが連携協力し、就学前施設のカリキュラムと、小学校への滑らかな接続に向けたアプローチカリキュラム並びに小学校1年生でのスタートカリキュラムの一体的な整備、さらにはこれまでの幼小連携の取組みを中学校にも拡大した一貫教育について検討します。